文部科学大臣 あべ 俊子様

国の施策等に関する提案・要望書

(令和6年11月)

鳥取県自治体代表者会議 鳥取県地方分権推進連盟

教員不足の解消に向けた鳥取大学の改革について

《提案・要望の内容》

○全国的に教員不足となっている社会情勢の中、全国で唯一、県外の大学へ教育学部の機能を譲った鳥取県においては教員確保が深刻化している。学生の地元定着を図る観点からも、鳥取大学の教育学部再興をはじめ抜本的な改革を行うことについて、地元の意向を尊重して検討すること。

く参考>

1 本県の公立学校における教員の採用状況

本県教員の採用試験においては、志願者確保に向け県外に試験会場を設けるなど様々な取組を行い、多くの志願者を集めているが、合格者の辞退により、予定していた採用者を確保できない状況が続いており、小学校において顕著となっている。

鳥取県の小学校教員新規採用者に占める鳥取大学出身者の割合は、教育学部があった頃は5割程度であったが、教育地域科学部になり4割程度、地域学部になった近年は1割以下に減少しており、鳥取大学から教育学部が無くなったことが本県の教員確保に大きな影響を与えている。

<公立小学校教員の採用状況>

	教育学部のあった	教育地域科学部の	県外の大学へ教員 養成学部を統合後			
	H4採用	あったH16採用				
			の現在 R6採用			
採用計画	100人	80人	150人			
志願者数	431人	404人	590人			
採用実績	106人	86人	74人			
うち鳥取大学出身者	58人	34人	5人			
鳥取大学出身者の割合	54.7%	39.5%	6.8%			

2 鳥取大学との協議

令和6年5月1日、本県の教員採用の状況や鳥取大学における教員養成の現状を総括し、地域 社会を持続的に発展できる人材を確保する好循環を生み出す仕組みづくりに向けて、鳥取大学、鳥 取県、鳥取県教育委員会及び私立学校協会で協議を行い、鳥取大学の教員養成について、ワーキ ングで見直しを検討協議していくことを合意した。

ワーキングでは、教員不足への対応やより質の高い教育を目指すための取組について、鳥取大学 及び鳥取県教育委員会と協議を進めている。

3 鳥取県議会の決議

令和6年10月10日、鳥取県議会において、鳥取県と鳥取大学の双方が具体的な改革案を出し合うなど、議論をより一層真摯に推し進め、県内における教員養成機能の抜本的充実強化が図られることを求めた「県内における教員養成機能の充実強化等を求める決議」が全会一致で可決された。

教職員給与等の改善について

《提案・要望の内容》

- 〇給特法の見直しは給与に加え、学校の組織運営、教員の勤務時間管理、教員の勤務時間の内外における勤務の在り方、教員の果たすべき職務の内容や責任などにも大きく影響を及ぼすものであるため、令和4年度に国が実施した「教員勤務実態調査」の結果も踏まえ、法制的な枠組を含めた検討を行うとともに、必要な財政措置を講じること。
- 〇あわせて、給特法の見直し等、教員の処遇改善を実施するにあたっては、一般行政職との比較における教師の給与の優遇分がわずかになっている現状等を踏まえ、人材確保法に基づく給与引上げが行われた当時の一般公務員に対する教師の優遇分を確保する水準とするとともに、給与費を負担する地方公共団体への財政支援を含め、必要な財政措置を講じること。
- 〇教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性として、「学校における働き方改革の更なる加速化」 「教師の処遇改善」「学校の指導・運営体制の充実」を一体的・総合的に推進すること。

く参考>

≪教職調整額に係る現行制度(文部科学省ホームページより)≫

○教員の職務は自発性・創造性に期待する面が大きく、夏休みのように長期の学校休業期間があること等を考慮すると、その勤務の全てにわたって、一般の公務員と同様に、勤務時間の長短によって機械的に評価することは必ずしも適当ではなく、とりわけ時間外勤務手当制度は教員にはなじまない。

<自発性・創造性が求められる教員の職務の例>

- ・授業準備のための資料作成は、どこまでを対象とするか、どこまで深く掘り下げるかなど、教員の自発性・ 創造性に負うところが大きい。
- ・いじめのトラブルを回避するために個別に面談を行う場合など、誰を対象として、どこまで丁寧に面接を 行うかは教員の判断に委ねられている。
- ・部活動において各種の大会やコンクールなどでよい成績を収めるために、どのように指導し、どの程度まで指導を行うかは教員の熱意に基づき自発的に判断されている。
- ○教員の職務と勤務態様の特殊性を踏まえ、教員については、勤務時間の内外を問わず包括的に 評価した処遇として、以下のように規定。
 - ・時間外勤務手当を支給しない。
 - ・時間外勤務手当の代わりに、<u>教職調整額として給料月額の4パーセントを一律に支給</u>。 ※教職調整額は給料相当とされ、期末・勤勉手当や退職手当等の算定の基礎とされている。

時間外勤務を命じることができるのは超勤 4 項目 (a. 生徒の実習、b. 学校行事、c. 職員会議、d. 非常災害、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合)に限定し、教員に過度の負担がかからないよう、適正な勤務条件を確保。

<教職調整額4%の積算根拠>

・昭和 41 年度に文部省が実施した「教員勤務状況調査」の結果、1週間の超過勤務時間は、平均 1時間 48 分 (小学校: 1時間 20分、中学校: 2時間 30分)であり、1週間平均の超過勤務時間が年間 44 週にわたって行われた場合の超過勤務手当に要する金額が、超過勤務手当算定の基礎となる給与に対し、約4パーセントに相当する。

≪鳥取県の状況≫

【令和5年度における教員の平均時間外業務時間(月あたり)】

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
26. 2時間	30. 1時間	27. 4時間	15. 7時間	11. 7時間

学校給食費の負担軽減の仕組づくりについて

《提案・要望の内容》

○物価高騰における給食への影響については、全国共通の問題であり、国の責任において対策を講じることが必要であることから、小・中学生の保護者の経済的負担を軽減するため、国において全国一律の包括的な学校給食費の負担軽減の仕組みづくりを進め、具体的な施策を示すとともに、必要な財源措置を行うこと。

く参考>

【学校給食費平均月額】(文部科学省学校給食実施状況調査(令和5年5月1日現在))

	公立人	小学校	公立中学校		
	平均月額(円)	実施回数(回)	平均月額(円)	実施回数(回)	
鳥取県	4, 985	1 9 2	5, 736	1 9 0	
全国平均	4, 688	1 9 2	5, 367	188	

※「平均月額」は、保護者の年間負担額の平均月額(年間負担額を11カ月で除した額)

【学校給食を実施している小中学校の状況】

公立小・中・義務教育学校は100% (令和6年度)

A 4.7	我仍我自己区域100%(自作01及)					
	公立		私立	玉	77.	
	小学校	中学校	義務教育学校	中学校	小学校	中学校
学校数	1 1 1	5 0	6	3	1	1
内、給食を	1 1 1	5 0	6	0	1	1
提供してい						
る学校数						
計	169校/172校=98.2%					

【令和6年度市町村の助成状況】

- ·無償化 … 4町(若桜町、智頭町、大山町、江府町)
- ·一部減免·一部助成 … 15市町組合
- ・助成なし … 1市(鳥取市)

【経済的困窮者への公立小・中・義務教育学校の給食費の支援状況】

- ○生活保護世帯の児童生徒、要保護児童生徒
 - •全額補助 … 全市町村
- ○準要保護児童生徒

・全額補助 … 13市町・一部補助 … 7市町組合